

		原告らの主張	被告会社及び 被告Pの主張	裁判所の認定	
番号	原告名	行為態様	認否	認定	証拠 ※「証拠」との記載 は、弁論の全趣旨を 含む。
1	原告A	原告Aは、平成24年6月頃、脊柱管狭窄症を患っており、日常生活に不安を感じ悩んでいたところ、被告会社の会員から、違法なシステムに従って、ハンドパワーによって脊柱管狭窄症の症状が改善するなど説明を受け、被告会社が提唱するハンドパワーが実在し、アースハートセミナーを受講すれば、ハンドパワーを習得でき、脊柱管狭窄症が治癒するなど錯誤に陥った。	不知ないし争う。	原告Aは、平成24年6月頃、「原告らの主張」欄記載のとおり悩みがあったところ、被告会社の会員から、同欄の文言で勧誘を受け、錯誤に陥り、同月16日、被告会社との間で、本件契約を締結するとともに、つくしの会に入会し、平成25年9月16日、中途解約した。	甲A1、乙I2の1
2	原告B	原告Bは、平成24年10月頃、就職先が決まらずに悩んでいたところ、被告会社の会員らから、違法なシステムに従って、ハンドパワーによって願いが叶うなどと説明を受け、被告会社が提唱するハンドパワーが実在し、アースハートセミナーを受講すれば、ハンドパワーを習得でき、就職先が決まるなどと錯誤に陥った。	不知ないし争う。	原告Bは、平成24年頃、「原告らの主張」欄記載のとおり悩みがあったところ、被告会社の会員から、同欄記載の文言で勧誘を受け、同欄記載のとおり錯誤に陥り、同年9月16日、被告会社との間で、本件契約を締結するとともに、つくしの会に入会し、平成25年12月16日、中途解約した。	乙I2の2
3	原告C	原告Cは、平成23年9月頃、うつ傾向にあり日常生活に不安を感じていたところ、被告会社の会員らから、違法なシステムに従って、ハンドパワーによってうつ傾向が改善するなど説明を受け、被告会社が提唱するハンドパワーが実在し、アースハートセミナーを受講すれば、ハンドパワーを習得でき、うつ傾向が治るなどと錯誤に陥った。	不知ないし争う。	原告Cは、平成23年9月頃、「原告らの主張」欄記載のとおり不安があったところ、被告会社の会員から、同欄記載の文言で勧誘を受け、同欄記載のとおり錯誤に陥り、同月25日、被告会社との間で、本件契約を締結するとともに、つくしの会に入会し、平成26年12月25日、中途解約した。	乙I2の3
4	原告D	原告Dは、平成24年4月頃、リウマチの症状に悩んでいたところ、被告会社の会員らから、違法なシステムに従って、ハンドパワーによってリウマチが治るなどと説明を受け、被告会社が提唱するハンドパワーが実在し、アースハートセミナーを受講すれば、ハンドパワーを習得でき、リウマチが治癒するなど錯誤に陥った。	不知ないし争う。	原告Dは、平成24年頃、「原告らの主張」欄記載のとおり悩みがあったところ、被告会社の会員から、同欄記載の文言で勧誘を受け、同欄記載のとおり錯誤に陥り、同年3月18日、被告会社との間で、本件契約を締結するとともに、つくしの会に入会し、平成25年6月18日、中途解約した。	乙I2の4
5	原告E	原告Eは、平成24年12月頃、母である原告Dがリウマチの症状に悩んでいたところ、被告会社の会員らから、違法なシステムに従って、ハンドパワーによってリウマチが治るなどと説明を受け、被告会社が提唱するハンドパワーが実在し、アースハートセミナーを受講すれば、ハンドパワーを習得でき、原告Dのリウマチが治癒するなど錯誤に陥った。	不知ないし争う。	原告Eは、平成24年12月頃、「原告らの主張」欄記載のとおり悩みがあったところ、被告会社の会員らから、同欄記載の文言で勧誘を受け、同欄記載のとおり錯誤に陥り、同年6月16日、被告会社との間で、本件契約を締結するとともに、つくしの会に入会し、平成25年9月16日、中途解約した。	甲E1、乙I2の5
6	原告F	原告Fは、平成22年12月頃、不妊に悩んでいたところ、被告会社の会員らから、違法なシステムに従って、ハンドパワーによって子供が授けられるなどと説明を受け、被告会社が提唱するハンドパワーが実在し、アースハートセミナーを受講すれば、ハンドパワーを習得でき、子供が授けられるなどと錯誤に陥った。	不知ないし争う。	原告Fは、平成22年12月頃、「原告らの主張」欄記載のとおり悩みがあったところ、被告会社の会員らから、同欄記載の文言で勧誘を受け、同欄記載のとおり錯誤に陥り、同月19日、被告会社との間で、本件契約を締結するとともに、つくしの会に入会し、平成26年3月19日、中途解約した。	乙I2の6
7	原告G	原告Gは、平成24年9月頃、突発性難聴を患っており、日常生活に支障を感じ悩んでいたところ、被告会社の会員らから、違法なシステムに従って、ハンドパワーによって耳鳴りが良くなるなどと説明を受け、被告会社が提唱するハンドパワーが実在し、アースハートセミナーを受講すれば、ハンドパワーを習得でき、耳鳴りの症状が治癒するなど錯誤に陥った。	不知ないし争う。	原告Gは、平成25年5月頃、「原告らの主張」欄記載のとおり悩みがあったところ、被告会社の会員らから、同欄記載の文言で勧誘を受け、同欄記載のとおり錯誤に陥り、平成26年1月19日、被告会社との間で、本件契約を締結するとともに、つくしの会に入会し、平成27年4月19日、中途解約した。	甲G1、乙I2の7
8	原告H	原告Hは、平成23年7月頃、自身や家族の健康状態に不安を抱いていたところ、被告会社の会員らから、違法なシステムに従って、ハンドパワーによって健康になれるなどと説明を受け、被告会社が提唱するハンドパワーが実在し、アースハートセミナーを受講すれば、ハンドパワーを習得でき、健康上の不安がなくなるなどと錯誤に陥った。	不知ないし争う。	原告Hは、平成23年7月頃、「原告らの主張」欄記載のとおり不安を抱いていたところ、被告会社の会員らから、同欄記載の文言で勧誘を受け、同欄記載のとおり錯誤に陥り、同年4月17日、被告会社との間で、本件契約を締結するとともに、つくしの会に入会し、平成26年7月17日、中途解約した。	乙I2の8
9	原告I	原告Iは、平成22年11月頃、長女の不妊等に悩んでいたところ、被告会社の会員らから、違法なシステムに従って、ハンドパワーによって長女が子供を授けられるなどと説明を受け、被告会社が提唱するハンドパワーが実在し、アースハートセミナーを受講すれば、ハンドパワーを習得でき、長女が子供を授けられるなどと錯誤に陥った。	不知ないし争う。	原告Iは、平成22年11月頃、「原告らの主張」欄記載のとおり悩みがあったところ、被告会社の会員らから、同欄記載の文言で勧誘を受け、同欄記載のとおり錯誤に陥り、同月20日、被告会社との間で、本件契約を締結するとともに、つくしの会に入会し、平成26年2月20日、中途解約した。	甲I1、乙I2の9
10	原告J	原告Jは、平成24年8月頃、長女の不妊等に悩んでいたところ、被告会社の会員らから、違法なシステムに従って、ハンドパワーによって長女が子供を授けられるなどと説明を受け、被告会社が提唱するハンドパワーが実在し、アースハートセミナーを受講すれば、ハンドパワーを習得でき、長女が子供を授けられるなどと錯誤に陥った。	不知ないし争う。	原告Jは、平成24年頃、「原告らの主張」欄記載のとおり悩みがあったところ、被告会社の会員らから、同欄記載の文言で勧誘を受け、同欄記載のとおり錯誤に陥り、同年7月22日、被告会社との間で、本件契約を締結するとともに、つくしの会に入会し、平成26年10月22日、中途解約した。	乙I2の10
11	原告K	原告Kは、平成24年4月頃、リウマチの症状に悩んでいたところ、被告会社の会員らから、違法なシステムに従って、ハンドパワーによってリウマチが治るなどと説明を受け、被告会社が提唱するハンドパワーが実在し、アースハートセミナーを受講すれば、ハンドパワーを習得でき、リウマチが治癒するなど錯誤に陥った。	不知ないし争う。	原告Kは、平成24年4月頃、「原告らの主張」欄記載のとおり悩みがあったところ、被告会社の会員らから、同欄記載の文言で勧誘を受け、同欄記載のとおり錯誤に陥り、同月22日、被告会社との間で、本件契約を締結するとともに、つくしの会に入会し、平成25年7月22日、中途解約した。	乙I2の11
12	原告L	Rは、平成20年頃、長男である原告Lがうつ病を患い、日常生活に支障をきたしていることに悩んでいたところ、被告会社の会員らから、違法なシステムに従って、ハンドパワーによってうつ病が治るなどと説明を受け、被告会社が提唱するハンドパワーが実在し、アースハートセミナーを受講すれば、ハンドパワーを習得でき、原告Lのうつ病が治癒するなど錯誤に陥った。 Rは、令和▲年▲月▲日、死亡した。Rの子である原告Lは、Rの損害賠償請求権を相続した。	不知ないし争う。	Rは、平成20年頃、「原告らの主張」欄記載のとおり悩みがあったところ、被告会社の会員らから、同欄記載の文言で勧誘を受け、同欄記載のとおり錯誤に陥り、同年11月16日、通称名である「S」を用いて、被告会社との間で、本件契約を締結するとともに、つくしの会に入会し、平成22年8月2日、退会した。 Rは、令和▲年▲月▲日、死亡した。Rの子である原告Lは、Rの損害賠償請求権を相続した。	甲L1～5

		原告らの主張	被告会社及び 被告Pの主張	裁判所の認定	
番号	原告名	行為態様	認否	認定	証拠 ※「証拠」との記載 は、弁論の全趣旨を 含む。
13	原告M	原告Mは、平成23年9月頃、子がクローン病を発症し、悩んでいたところ、被告会社の会員らから、違法なシステムに従って、ハンドパワーによって子のクローン病が治るなどと説明を受け、被告会社が提唱するハンドパワーが実在し、アースハートセミナーを受講すれば、ハンドパワーを習得でき、子のクローン病を治癒することができるなどと錯誤に陥った。	知らないし争う。	原告Mは、平成23年9月頃、「原告らの主張」欄記載のとおり悩みがあったところ、被告会社の会員らから、同欄記載の文言で勧誘を受け、同欄記載のとおり の 錯誤に陥り、同月25日、被告会社との間で、本件契約を締結するとともに、つくしの会に入会し、平成24年12月25日、中途解約した。	甲M1、乙イ2の12
14	原告N	原告Nは、平成26年3月頃、体調不良や抑うつ状態等に悩んでいたところ、被告会社の会員らから、違法なシステムに従って、ハンドパワーによって病気が治るなどと説明を受け、被告会社が提唱するハンドパワーが実在し、アースハートセミナーを受講すれば、ハンドパワーを習得でき、体調不良等が治癒するなどと錯誤に陥った。	知らないし争う。	原告Nは、平成26年3月頃、「原告らの主張」欄記載のとおり悩みがあったところ、被告会社の会員らから、同欄記載の文言で勧誘を受け、同欄記載のとおり の 錯誤に陥り、同年7月27日、被告会社との間で、本件契約を締結するとともに、つくしの会に入会し、平成29年7月1日、中途解約した。	甲N1、乙イ2の13
15	原告O	原告Oは、平成19年頃、母のがん再発リスクに不安を感じ、悩んでいたところ、被告会社の会員らから、違法なシステムに従って、ハンドパワーによって病気が治るなどと説明を受け、被告会社が提唱するハンドパワーが実在し、アースハートセミナーを受講すれば、ハンドパワーを習得でき、母のがんの再発を防ぐことができるなどと錯誤に陥った。	知らないし争う。	原告Oは、平成19年頃、「原告らの主張」欄記載のとおり の 悩みがあったところ、被告会社の会員らから、同欄記載の文言で勧誘を受け、同欄記載のとおり の 錯誤に陥り、同年9月15日、被告会社との間で、本件契約を締結するとともに、つくしの会に入会し、平成24年12月15日、退会した。	甲O1、乙イ4

		原告らの主張	被告会社及び 被告Pの主張	裁判所の認定	
番号	原告名	行為態様	認否	認定	証拠 ※「証拠」との記載 は、弁論の全趣旨を 含む。

(別紙 5)

番号	原告名	損害等項目	原告らの主張	被告会社及び 被告Pの主張	裁判所の認定		
			金額	認否	支払日	金額	証拠・補足説明 ※「証拠」との記載は、 弁論の全趣旨 を含む。
1	原告A	アースハートセミナー受講料	70万0000円	その支払があったことは認める。	平成24年6月1日	70万0000円	当事者間に争いが無い事実及び証拠（乙イ2の1）により認める。
		つくしの会会費及び入会費	1万4000円	その支払があったことは認める。		1万4000円	
		弁護士費用	7万1400円	知らないし争う		7万1400円	
		合計	78万5400円	争う		78万5400円	
		遅延損害金（H24.6.1～R5.9.15）	44万3482円			44万3482円	
		和解金	80万0000円	争うことを明らかにしない。		80万0000円	
		損害金元本	42万8882円	争う		42万8882円	
2	原告B	アースハートセミナー受講料	70万0000円	その支払があったことは認める。	平成25年4月30日	70万0000円	当事者間に争いが無い事実及び証拠（乙イ2の2）により認める。
		つくしの会会費及び入会費	1万4000円	その支払があったことは認める。		1万4000円	
		弁護士費用	7万1400円	知らないし争う		7万1400円	
		合計	78万5400円	争う		78万5400円	
		遅延損害金（H25.4.30～R5.9.15）	40万7654円			40万7654円	
		和解金	80万0000円	争うことを明らかにしない。		80万0000円	
		損害金元本	39万3054円	争う		39万3054円	
3	原告C	アースハートセミナー受講料	70万0000円	その支払があったことは認める。	平成23年9月25日	70万0000円	当事者間に争いが無い事実及び（乙イ2の3）により認める。
		つくしの会会費及び入会費	3万8000円	その支払があったことは認める。		3万8000円	
		弁護士費用	7万3800円	知らないし争う		7万3800円	
		合計	81万1800円	争う		81万1800円	
		遅延損害金（H23.9.25～R5.9.15）	48万6079円			48万6079円	
		和解金	85万0000円	争うことを明らかにしない。		85万0000円	
		損害金元本	44万7879円	争う		44万7879円	
4	原告D	アースハートセミナー受講料	70万0000円	その支払があったことは認める。	平成24年4月1日	70万0000円	当事者間に争いが無い事実及び証拠（乙イ2の4）により認める。
		つくしの会会費及び入会費	1万4000円	その支払があったことは認める。		1万4000円	
		弁護士費用	7万1400円	知らないし争う		7万1400円	
		合計	78万5400円	争う		78万5400円	
		遅延損害金（H24.4.1～R5.9.15）	45万0044円			45万0055円	
		和解金	80万0000円	争うことを明らかにしない。		80万0000円	
		損害金元本	43万5444円	争う		43万5455円	
5	原告E	アースハートセミナー受講料	70万0000円	その支払があったことは認める。	平成24年12月1日	70万0000円	当事者間に争いが無い事実及び証拠（乙イ2の5）により認める。
		つくしの会会費及び入会費	1万4000円	その支払があったことは認める。		1万4000円	
		弁護士費用	7万1400円	知らないし争う		7万1400円	
		合計	78万5400円	争う		78万5400円	
		遅延損害金（H24.12.1～R5.9.15）	42万3793円			42万3793円	
		和解金	80万0000円	争うことを明らかにしない。		80万0000円	
		損害金元本	40万9193円	争う		40万9193円	
6	原告F	アースハートセミナー受講料	70万0000円	その支払があったことは認める。	平成22年12月31日	70万0000円	当事者間に争いが無い事実及び証拠（乙イ2の6）により認める。
		つくしの会会費及び入会費	3万8000円	その支払があったことは認める。		3万8000円	
		弁護士費用	7万3800円	知らないし争う		7万3800円	
		合計	81万1800円	争う		81万1800円	
		遅延損害金（H22.12.31～R5.9.15）	51万5882円			51万5882円	
		和解金	85万0000円	争うことを明らかにしない。		85万0000円	
		損害金元本	47万7682円	争う		47万7682円	
7	原告G	アースハートセミナー受講料	50万0000円	その支払があったことは認める。	平成25年12月28日	50万0000円	当事者間に争いが無い事実及び証拠（乙イ2の7）により認める。
		つくしの会会費及び入会費	1万4000円	その支払があったことは認める。		1万4000円	
		施療所の施療費	6万3000円	知らないし争う		6万3000円	証拠（甲G1）及び弁論の全趣旨によれば、原告Gは、施療所（豊川）で21回施療を受け、6万3000円を要したと認められる。
		福岡本部の施療費	3000円	知らないし争う		3000円	証拠（甲G1）及び弁論の全趣旨によれば、原告Gは、福岡本部で1回施療を受け、3000円を要したと認められる。
		本部への交通費	2万8000円	知らないし争う		2万8000円	証拠（甲G1）及び弁論の全趣旨によれば、原告Gは、福岡本部までの交通費として2万8000円を要したと認められる。
		文化祭への交通費	2万8000円	知らないし争う		2万8000円	証拠（甲G1）及び弁論の全趣旨によれば、原告Gは、福岡で開催された文化祭に参加し、交通費として2万8000円を要したと認められる。
		弁護士費用	6万3600円	知らないし争う		6万3600円	
		合計	69万9600円	争う		69万9600円	

		損害等項目	原告らの主張	被告会社及び 被告Pの主張	裁判所の認定		
番号	原告名		金額	認否	支払日	金額	証拠・補足説明 ※「証拠」との記載は、弁論の全趣旨を含む。
		遅延損害金（H25.12.28～R5.9.15）	33万9928円			33万9928円	
		和解金	55万0000円	争うことを明らかにしない。		55万0000円	
		損害金元本	48万9528円	争う		48万9528円	

		損害等項目	原告らの主張	被告会社及び 被告Pの主張	裁判所の認定		
番号	原告名		金額	認否	支払日	金額	証拠・補足説明 ※「証拠」との記載は、弁論の全趣旨を含む。
8	原告H	アースハートセミナー受講料	70万0000円	その支払があったことは認める。	平成25年12月31日	70万0000円	当事者間に争いが無い事実及び証拠（乙イ2の8）により認める。
		つくしの会費（3年分）及び入会費	3万8000円	その支払があったことは認める。		3万8000円	
		弁護士費用	7万3800円	知らないし争う		7万3800円	
		合計	81万1800円	争う		81万1800円	
		遅延損害金（H25.12.31～R5.9.15）	39万4112円			39万4112円	
		和解金	80万0000円	争うことを明らかにしない。		80万0000円	
		損害金元本	40万5912円	争う		40万5912円	
9	原告I	アースハートセミナー受講料	70万0000円	その支払があったことは認める。	平成25年12月31日	70万0000円	当事者間に争いが無い及び証拠（乙イ2の9）により認める。
		つくしの会費（4年分）及び入会費	5万0000円	支払額は3万8000円である。		3万8000円	
		交通費（掛川・博多間）	3万6760円	知らないし争う		3万6760円	
		C D 1枚	2000円	知らないし争う		2000円	
		Tシャツ1枚	2000円	知らないし争う		2000円	
		弁護士費用	7万9076円	知らないし争う		7万7876円	
		合計	86万9836円	争う		85万6636円	
		遅延損害金（H25.12.31～R5.9.15）	42万2287円			41万5879円	
		和解金	80万0000円	争うことを明らかにしない。		80万0000円	
		損害金元本	49万2123円	争う		47万2515円	
10	原告J	アースハートセミナー受講料	70万0000円	その支払があったことは認める。	平成24年8月31日	70万0000円	当事者間に争いが無い事実及び証拠（乙イ2の10）により認める。
		つくしの会費及び入会費	2万4000円	その支払があったことは認める。		2万4000円	
		弁護士費用	7万2400円	知らないし争う		7万2400円	
		合計	79万6400円	争う		79万6400円	
		遅延損害金（H24.8.31～R5.9.15）	43万9765円			43万9765円	
		和解金	80万0000円	争うことを明らかにしない。		80万0000円	
		損害金元本	43万6165円	争う		43万6165円	
11	原告K	アースハートセミナー受講料	70万0000円	その支払があったことは認める。	平成24年4月1日	70万0000円	当事者間に争いが無い事実及び証拠（乙イ2の11）により認める。
		つくしの会費及び入会費	1万4000円	その支払があったことは認める。		1万4000円	
		弁護士費用	7万1400円	知らないし争う		7万1400円	
		合計	78万5400円	争う		78万5400円	
		遅延損害金（H24.4.1～R5.9.15）	45万0044円			45万0044円	
		和解金	80万0000円	争うことを明らかにしない。		80万0000円	
		損害金元本	43万5444円	争う		43万5444円	
12	原告L	アースハートセミナー受講料	70万0000円	知らないし争う	平成22年12月31日	70万0000円	証拠（甲L5）及び弁論の趣旨によれば、Rが、左記金額を支払ったと認められる。
		つくしの会費及び入会費	2万6000円	知らないし争う		2万6000円	
		弁護士費用	7万2600円	知らないし争う		7万2600円	
		合計	79万8600円	争う		79万8600円	
		遅延損害金（H22.12.31～R5.9.15）	50万7493円			50万7493円	
		和解金	80万0000円	争うことを明らかにしない。		80万0000円	
		損害金元本	50万6093円	争う		50万6093円	
13	原告M	アースハートセミナー受講料	70万0000円	その支払があったことは認める。	平成23年9月1日	70万0000円	当事者間に争いが無い事実及び証拠（乙イ2の12）により認める。
		つくしの会費及び入会費	1万4000円	その支払があったことは認める。		1万4000円	
		弁護士費用	7万1400円	知らないし争う		7万1400円	
		合計	78万5400円	争う		78万5400円	
		遅延損害金（H23.9.1～R5.9.15）	47万2853円			47万2853円	
		和解金	80万0000円	争うことを明らかにしない。		80万0000円	
		損害金元本	45万8253円	争う		45万8253円	
14	原告N	アースハートセミナー受講料	30万0000円	その支払があったことは認める。	平成27年9月20日	30万0000円	当事者間に争いが無い事実及び証拠（乙イ2の13）により認める。
		つくしの会費及び入会費	2000円	その支払があったことは認める。		2000円	
		高速道路通行料（徳島・大阪間）	7100円	知らないし争う		7100円	
		ガソリン代	3000円	知らないし争う		3000円	証拠（甲N1）及び弁論の全趣旨によれば、原告Nは、アースハートセミナー等に参加し、交通費として合計4万4200円を要したと認められる。
		駐車料金	2100円	知らないし争う		2100円	
		謝礼金（知人の車で大阪へ連れて行ってもらった）	2万0000円	知らないし争う		2万0000円	
		バス乗車料金（徳島・大阪間）	1万2000円	知らないし争う		1万2000円	

		損害等項目	原告らの主張	被告会社及び 被告Pの主張	裁判所の認定		
番号	原告名		金額	認否	支払日	金額	証拠・補足説明 ※「証拠」との記載は、弁論の全趣旨を含む。
		宿泊費（名古屋、福岡）	2万5200円	知らないし争う		2万5200円	証拠（甲N1）及び弁論の全趣旨によれば、原告Nは、アースハートセミナー等に参加し、宿泊費として2万5200円を要したと認められる。
		弁護士費用	3万7140円	知らないし争う		3万7140円	
		合計	40万8540円	争う		40万8540円	
		遅延損害金（H27.9.20～R5.9.15）	16万3192円			16万3192円	
		和解金	32万0000円	争うことを明らかにしない。		32万0000円	
		損害金元本	25万1732円	争う		25万1732円	

		損害等項目	原告らの主張	被告会社及び 被告Pの主張	裁判所の認定		
番号	原告名		金額	認否	支払日	金額	証拠・補足説明 ※「証拠」との記載は、弁論の全趣旨を含む。
15	原告O	アースハートセミナー受講料	70万0000円	その支払があったことは認める。	平成21年9月1日	70万0000円	当事者間に争いが無い事実及び証拠（乙イ4）により認める。
		上記受講料振込手数料	840円	知らないし争う		840円	証拠（甲O1）及び弁論の全趣旨によれば、原告Oは、アースハートセミナー受講料を振込みで支払い、振込手数料として840円を要したと認められる。
		つくしの会会費（5年分）及び入会費	6万2000円	その支払があったことは認める。		6万2000円	当事者間に争いが無い事実及び証拠（乙イ4）により認める。
		上記会費振込手数料	160円	知らないし争う		160円	証拠（甲O1）及び弁論の全趣旨によれば、原告Oは、つくしの会会費及び入会費を振込みで支払い、振込手数料として160円を要したと認められる。
		施療費	1000円	知らないし争う		1000円	証拠（甲O1）及び弁論の全趣旨によれば、原告Oは、母に施療を受けさせ、1000円を支払ったと認められる。
		本	1800円	知らないし争う		1800円	証拠（甲O1）及び弁論の全趣旨によれば、原告Oは、本2冊及びCD1枚を購入し、合計8300円を要したと認められる。
		本	3500円	知らないし争う		3500円	
		CD	3000円	知らないし争う		3000円	
		弁護士費用	7万7230円	知らないし争う		7万7230円	
		合計	84万9530円	争う		84万9530円	
		遅延損害金（H21.9.1～R5.9.15）	59万6416円			59万6416円	
		和解金	90万0000円	争うことを明らかにしない。		90万0000円	
		損害金元本	54万5946円	争う		54万5946円	

		損害等項目	原告らの主張	被告会社及び 被告Pの主張	裁判所の認定		
番号	原告名		金額	認否	支払日	金額	証拠・補足説明 ※「証拠」との記載は、弁論の全趣旨を含む。